様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第１面）

産業廃棄物処理計画書

令和6年6月30日

0

提出者
住　所　山梨県甲府市東光寺1-4-10

氏　名　株式会社早野組代 表取締役社長早野正泰

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号　055-235-1111

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第９項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社 早野組　東京支店
事業場の所在地	都内各現場　　（八王子市を除く）
計画期間	令和6年4月1日 ～ 令和7年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	総合建設業
②事業の規模	１８０億円（全社）
③従業員数	２８０人（全社）
④産業廃棄物の一連の処理の工程	汚泥→再生 廃プラスチック→選別、破砕・圧縮、焼却→再生利用・埋立他 金属くず→破砕→溶融→再生利用 ガラ陶→破砕、焼却→再生利用・埋立他 がれき類→破砕→再生利用 石綿含有産業廃棄物→埋立 紙くず→圧縮・焼却→再生利用・埋立他 木くず→破砕、焼却→再生利用・埋立 繊維くず→破砕、焼却→再生利用・埋立 建設混合廃棄物→分別→破砕・焼却→再生利用・埋立他

（日本工業規格　A列４番）

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

（管理体制図）

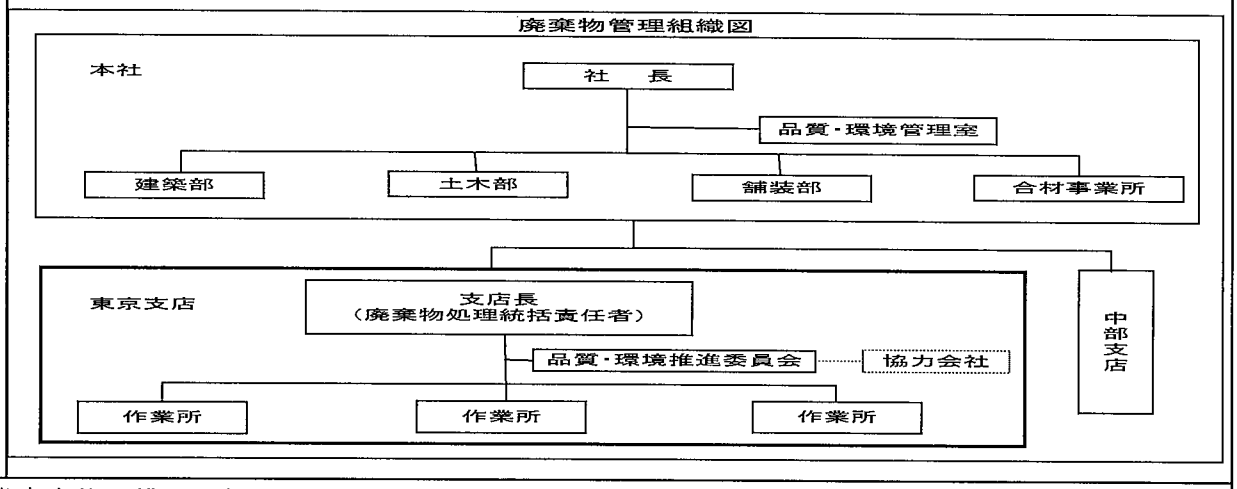

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

【前年度（令和　5　年度）実績】

産業廃棄物の種類	建設汚泥	廃プラスチック類
排　　出　　量	5,179.08　t	1.90　t

（これまでに実施した取組）

○　工事請負契約に含まれているものは、基本的に抑制することができないが、工法等の変更を提案し抑制に努めている。

○　施工の過程で副次的に発生するものは多種多様のため多くが混合廃棄物として処理されており、廃棄物の抑制としては梱包材の簡素化、適正な資材発注、分別処理に努めている。

②計画

【目標】

産業廃棄物の種類	建設汚泥	廃プラスチック類
排　　出　　量	4,600.00　t	1.50　t

（今後実施する予定の取組）

○　不要な梱包材の持込禁止（木くず、廃プラスチック）

○　ユニット化して持込む。

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状

（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）

○　工事請負契約に含まれているものは、少種多量のためほとんど分別処理されている。

○　がれき類、木くずは分別処理されている。

○　石綿含有廃棄物も他の廃棄物と混入しないように確実に分別、保管を実施している。

②計画

（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）

○　上記の通り、分別がかなり実施されているので、混合廃棄物を排出しないよう努める。

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

【前年度（令和　5　年度）実績】

産業廃棄物の種類	金属くず	ガラス陶磁器等くず	コンクリート片	廃アスファルト
排　　出　　量	21.75　t	3.150　t	10.80　t	－　　t

【目標】

産業廃棄物の種類	金属くず	ガラス陶磁器等くず	コンクリート片	廃アスファルト
排　　出　　量	19.00　t	2.800　t	9.00　t	－　　t

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

【前年度（令和　5　年度）実績】

産業廃棄物の種類	レンガ破片など	紙くず	木くず	建設混合廃棄物
排　　出　　量	23.10　t	1.50　t	－　t	70.74　t

【目標】

産業廃棄物の種類	レンガ破片など	紙くず	木くず	建設混合廃棄物
排　　出　　量	20.00　t	1.30　t	－　t	63.00　t

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

【前年度（令和　5　年度）実績】

産業廃棄物の種類	廃油	繊維くず	石綿含有産業廃棄物	－
排　出　量	－　t	－　t	0.30　t	－　t

【目標】

産業廃棄物の種類	廃油	繊維くず	石綿含有産業廃棄物	－
排　出　量	－　t	－　t	－　t	－　t

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状

【前年度（令和　5　年度）実績】

産業廃棄物の種類	建設汚泥	廃プラスチック類
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	－　t	－　t

（これまでに実施した取組）
○　特に実施していない。

②計画

【目標】

産業廃棄物の種類	建設汚泥	廃プラスチック類
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	－　t	－　t

（今後実施する予定の取組）
○　実施予定なし

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

【前年度（令和　5　年度）実績】

産業廃棄物の種類	建設汚泥	廃プラスチック類
全処理委託量	5,179.08　t	1.90　t
優良認定処理業者への処理委託量	－　t	1.90　t
再生利用業者への処理委託量	－　t	－　t
認定熱回収業者への処理委託量	－　t	－　t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	－　t	－　t

（これまでに実施した取組）
○　委託基準に従って、産業廃棄物を委託できる業者を選定し、書面による契約を実施している。

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

【前年度（令和　5　年度）実績】

産業廃棄物の種類	金属くず	ガラス陶磁器等くず	コンクリート片	廃アスファルト
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	－　t	－　t	－　t	－　t

【目標】

産業廃棄物の種類	金属くず	ガラス陶磁器等くず	コンクリート片	廃アスファルト
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	－　t	－　t	－　t	－　t

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

【前年度（令和　5　年度）実績】

産業廃棄物の種類	金属くず	ガラス陶磁器等くず	コンクリート片	廃アスファルト
全処理委託量	21.75　t	3.15　t	10.80　t	－　t
優良認定処理業者への処理委託量	21.75　t	2.25　t	10.80　t	－　t
再生利用業者への処理委託量	－　t	－　t	－　t	－　t
認定熱回収業者への処理委託量	－　t	－　t	－　t	－　t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	－　t	－　t	－　t	－　t

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

【前年度（令和　5　年度）実績】

産業廃棄物の種類	レンガ破片など	紙くず	木くず	建設混合廃棄物
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	－ t	－ t	－ t	－ t

【目標】

産業廃棄物の種類	レンガ破片など	紙くず	木くず	建設混合廃棄物
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	－ t	－ t	－ t	－ t

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

【前年度（令和　5　年度）実績】

産業廃棄物の種類	レンガ破片など	紙くず	木くず	建設混合廃棄物
全処理委託量	23.10 t	1.50 t	－ t	70.74 t
優良認定処理業者への処理委託量	23.10 t	1.50 t	－ t	45.60 t
再生利用業者への処理委託量	－ t	－ t	－ t	－ t
認定熱回収業者への処理委託量	－ t	－ t	－ t	－ t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	－ t	－ t	－ t	－ t

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

【前年度（令和　5　年度）実績】

産業廃棄物の種類	廃油	繊維くず	石綿含有産業廃棄物	－
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	－ t	－ t	－ t	－ t

【目標】

産業廃棄物の種類	廃油	繊維くず	石綿含有産業廃棄物	－
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	－ t	－ t	－ t	－ t

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

【前年度（令和　5　年度）実績】

産業廃棄物の種類	廃油	繊維くず	石綿含有産業廃棄物	－
全処理委託量	－ t	－ t	0.30 t	－ t
優良認定処理業者への処理委託量	－ t	－ t	0.30 t	－ t
再生利用業者への処理委託量	－ t	－ t	－ t	－ t
認定熱回収業者への処理委託量	－ t	－ t	－ t	－ t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	－ t	－ t	－ t	－ t

②計画

【目標】

産業廃棄物の種類	建設汚泥	廃プラスチック類
全処理委託量	4,600.00 t	1.50 t
優良認定処理業者への処理委託量	－ t	1.50 t
再生利用業者への処理委託量	－ t	－ t
認定熱回収業者への処理委託量	－ t	－ t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	－ t	－ t

（今後実施する予定の取組）

○　可能な限り優良認定処理業者から選定するが、現状認定業者が少ないので多量は困難である。

○　再生利用が可能である廃棄物については、再生利用業者へ処理委託する。

○　委託先処理業者には定期的に現地確認を実施する。

※事務処理欄

【目標】

産業廃棄物の種類	金属くず	ガラス陶磁器等くず	コンクリート片	廃アスファルト
全処理委託量	19.00 t	2.80 t	9.00 t	－ t
優良認定処理業者への処理委託量	19.00 t	2.80 t	9.00 t	－ t
再生利用業者への処理委託量	－ t	－ t	－ t	－ t
認定熱回収業者への処理委託量	－ t	－ t	－ t	－ t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	－ t	－ t	－ t	－ t

【目標】

産業廃棄物の種類		レンガ破片など	紙くず	木くず	建設混合廃棄物
全処理委託量		20.00 t	1.30 t	－ t	63.00 t
	優良認定処理業者への処理委託量	20.00 t	1.30 t	－ t	63.00 t
	再生利用業者への処理委託量	－ t	－ t	－ t	－ t
	認定熱回収業者への処理委託量	－ t	－ t	－ t	－ t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	－ t	－ t	－ t	－ t

備考

1　前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。

2　当該年度の6月30日までに提出すること。

3　「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。

(1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。

(2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。

(3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。

4　「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。

5　「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。

6　それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。

7　※欄は記入しないこと。